

Web明細利用者規定

第1条(目的)

本規定は、三菱HCキャピタル株式会社(以下「当社」という)が提供するサービス「My Card WEB」(以下「My Card WEB」という)の利用登録(以下「利用登録」という)を受けた会員(以下「利用者」という)が第2条に定める「Web明細利用」を利用する場合の条件等を定めるものである。

第2条(定義)

本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりとする。本規定において特に定めのない用語については、会員規約におけるものと同様の意味を有する。

- ① 「Web明細利用」(以下「本サービス」という)とは、本規定に定める例外事由に該当しない限り、会員が会員規約に定める明細書の送付を受けないようにするサービスをいう。
- ② 「Web明細利用者」とは、当社が本サービスの利用を承認した会員をいう。

第3条(対象会員)

- (1) My Card WEB利用者規定に同意のうえ、My Card WEBの利用登録を受けた会員を本サービスの対象会員とする。
- (2) 前項のほか、本サービスを利用することができる者の条件は、当社が定めるものとする。

第4条(利用の申請)

本サービスの利用を希望する者は、本規定を承認のうえ、当社が公表している方法により当社に申請し、当社の承認を得るものとする。利用者と当社の契約は、当社が利用者の利用を承認したときに成立する。

第5条(本サービスの内容等)

- (1) 当社は、Web明細利用者に対して、明細書を送付しないものとし、Web明細利用者は「My Card WEB」での閲覧およびダウンロードにより明細を確認できるものとする。ダウンロードできるソフトウェアの種類はAdobe Reader とする。
- (2) 前項にかかわらず、Web明細利用者のご利用代金の明細(カードが個人用の場合には家族会員、法人用の場合にはカード使用者の利用分を含む)の確定時において次のいずれかに該当する場合、Web明細利用者は、当社がご利用代金明細書をWeb明細利用者に送付することを承諾する。
 - ① 法令等によって書面の送付が必要とされる場合
 - ② コンビニエンス払込票を使った収納代行による支払いを行っている場合
 - ③ Web明細利用者が明細書の送付を希望し、当社が認めた場合
 - ④ その他当社がご利用代金明細書の送付を必要と判断した場合
- (3) Web明細利用者は、「My Card WEB」によってご利用代金明細を確認するものとする。ただし、通信上のトラブル・インターネット環境などにより、「My Card WEB」による確認ができない場合、Web明細利用者は当社に問い合わせることにより確認することができる。
- (4) 当社は、Web明細利用者のご利用代金の明細が確定された旨の通知(以下「明細確定通知」という)をWeb明細利用者が届け出たEメールアドレス宛に毎月送信するものとする。ただし、次のいずれの例外事由に該当する場合は明細確定通知を送信しないものとする。
 - ① My Card WEB利用者が届け出た Eメールアドレスに明細確定通知を送信したにもかかわらず、正しく受信されないことがあった場合

- ② 標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が 0円である場合
 - ③ 確定通知該当月におけるカード利用、且つショッピングリボ払いまたはショッピング分割払いの利用残高がない場合
 - ④ その他当社がその他両社が明細書の送付を必要と判断した場合
- (5) 当社は、送信手続の完了をもって前項の手続の終了とする。ただし、Web明細利用者は、確定通知の受信の有無にかかわらず、「My Card WEB」によるご利用代金明細の確認を行うことができるものとする。
- (6) Web明細利用者は、「My Card WEB」において申請したEメールアドレスは常に受信可能な状態にすることとする。確定通知を受信できないことにより、Web明細利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、当社は責任を負わないものとする。ただし、当社の責に帰すべき事由によらない場合に限る。

第6条(本サービスの提供終了)

当社は、Web明細利用者が次のいずれかに該当する場合、Web明細利用者の承諾なくして本サービスの提供を終了し、ご利用代金明細書を発送するものとする。

- ① 本規定のいずれかに違反した場合
- ② その他当社がWeb明細利用者として不適当と判断した場合
- ③ My Card WEB利用者規定により利用登録を抹消された場合、ただし利用者が同一の会員番号について再度利用登録を行った場合についてはこの限りではない

第7条(終了・中止・変更)

- (1) 当社は、通知ならびに公表のうえ、本サービスを終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとする。
- (2) 本サービスの内容は、日本国の法律の下に規制されることがある。

第8条(本規定の変更)

- (1) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、次項に定める方法により、本規定を変更することができるものとする。
- ① 変更内容がWeb明細利用者の一般の利益に適合するとき。
 - ② 変更内容が本規定に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- (2) 当社は、前項に基づいて本規定を変更する場合は、予めWeb明細利用者に本規定を変更する旨、変更内容および効力発生時期を当社ホームページ(<https://www.mitsubishi-hc-capital-card.jp>)での告知、その他当社所定の方法により知らせるものとする。
- (3) 利用者は、第1項による変更内容を承認しないときは、退会できるものとする。